

高知県税規則の改正概要について

R2.11.13

高知県総務部税務課

○趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法の改正による高知県税条例の改正に伴い、高知県税規則について所要の改正を行うものです。

○改正内容

- （1）国税における連結納税制度の見直しに伴い様式等を改正
- （2）延滞金の割合の特例の見直しに伴い様式を改正
- （3）その他の所要の改正

○改正様式

第12号様式の3、第12号様式の3の2、第12号様式の4、第12号様式の7、第24号様式、第52号様式、第52号様式の2、第53号様式、第55号様式、第62号様式、第62号様式の2、第62号様式の3、第62号様式の4、第62号様式の5、第62号様式の6、第62号様式の7、第62号様式の8、第63号様式、第64号様式、第65号様式、第66号様式、第69号様式、第73号様式、第73号様式の2、第78号様式の2

○施行期日

一部を除いて公布の日